



# 宮 崎 県 公 報

平成28年2月4日(木曜日) 第 2765 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定	1
○民有林の保安林の指定(3件)	1
○道路の区域の変更	2
○土砂災害警戒区域の指定	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	3

## 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)	5
○二級建築士の懲戒処分(2件)	5
○建築士事務所の監督処分	5
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公告	6
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○不在者投票のできる施設の指定	6

## 告 示

### 宮崎県告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
そうごう薬局 延岡緑ヶ丘店	延岡市	薬局	平成28年2月1日

### 宮崎県告示第80号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 140-68
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字下水流 140-68(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第81号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字唐谷 710-93(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字唐谷 710-93(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第82号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字白木保上津留甲 4208-乙、甲4224-7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第83号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月 4 日から平成28年 2 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字松尾1096番4地先から同郡同町同大字字椎屋平583番2まで	旧	3.8～12.6	224.1
				新	4.0～12.6	68.0
					10.0～22.6	193.0

**宮崎県告示第84号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 2 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串 間 市	三反田谷川	03- 207- 1 - 012	土 石 流
	真 萱 谷 川	03- 207- 1 - 013	土 石 流
	真萱谷川-新①	03- 207- 1 - 013-新①	土 石 流
	真萱谷川-新②	03- 207- 1 - 013-新②	土 石 流

真萱谷川-新③	03- 207- 1 - 013-新③	土 石 流
真萱谷川-新④	03- 207- 1 - 013-新④	土 石 流
稗 田 谷 川	03- 207- 2 - 009	土 石 流
通山谷川 2	03- 207- 2 - 012	土 石 流
通山谷川 2-新①	03- 207- 2 - 012-新①	土 石 流
通山谷川 2-新②	03- 207- 2 - 012-新②	土 石 流
片 野 1	I - 1 - 0401	急傾斜地の崩壊
片野 1-新①	I - 1 - 0401-新①	急傾斜地の崩壊
真 萱 - 2	I - 1 - 0412	急傾斜地の崩壊
真 萱	I - 1 - 0413	急傾斜地の崩壊
真萱-新①	I - 1 - 0413-新①	急傾斜地の崩壊
三 幸 ヶ 野	I - 1 - 0414	急傾斜地の崩壊
大 重 野	I - 1 - 0415	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 平	I - 1 - 0416	急傾斜地の崩壊
一 氏	I - 1 - 0417	急傾斜地の崩壊
一氏-新①	I - 1 - 0417-新①	急傾斜地の崩壊
一氏-新②	I - 1 - 0417-新②	急傾斜地の崩壊
徳 間 2	I - 1 - 0435	急傾斜地の崩壊
徳間 2-新①	I - 1 - 0435-新①	急傾斜地の崩壊
徳間 2-新②	I - 1 - 0435-新②	急傾斜地の崩壊
徳 間	I - 1 - 0436	急傾斜地の崩壊
桂 原	I - 1 - 0437	急傾斜地の崩壊
桂原-新①	I - 1 - 0437-新①	急傾斜地の崩壊



片 野 1	I - 1 - 0401	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 1 -新③	I - 1 - 0438 - 新③	急傾斜地の崩壊
片野 1 - 新 ①	I - 1 - 0401 - 新①	急傾斜地の崩壊	赤 池 - 2	I - 1 - 2062	急傾斜地の崩壊
真 萱 - 2	I - 1 - 0412	急傾斜地の崩壊	赤池 - 2 - 新①	I - 1 - 2062 - 新①	急傾斜地の崩壊
真 萱	I - 1 - 0413	急傾斜地の崩壊	穂 佐 ヶ 原	I - 1 - 3138	急傾斜地の崩壊
真萱 - 新①	I - 1 - 0413 - 新①	急傾斜地の崩壊	東上池 - 1	I - 1 - 3154	急傾斜地の崩壊
三 幸 ヶ 野	I - 1 - 0414	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 - 1	I - 1 - 3155	急傾斜地の崩壊
大 重 野	I - 1 - 0415	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 - 1 - 新①	I - 1 - 3155 - 新①	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 平	I - 1 - 0416	急傾斜地の崩壊	大重野 - 1	I - 1 - 3161	急傾斜地の崩壊
一 氏	I - 1 - 0417	急傾斜地の崩壊	大重野 - 1 - 新①	I - 1 - 3161 - 新①	急傾斜地の崩壊
一氏 - 新①	I - 1 - 0417 - 新①	急傾斜地の崩壊	三ヶ平 - 1	I - 2 - 0217	急傾斜地の崩壊
一氏 - 新②	I - 1 - 0417 - 新②	急傾斜地の崩壊	三ヶ平 - 1 - 新①	I - 2 - 0217 - 新①	急傾斜地の崩壊
徳 間 2	I - 1 - 0435	急傾斜地の崩壊	東上池 - 2	II - 1 - 4721	急傾斜地の崩壊
徳間 2 - 新 ①	I - 1 - 0435 - 新①	急傾斜地の崩壊	東上池 - 2 - 新①	II - 1 - 4721 - 新①	急傾斜地の崩壊
徳間 2 - 新 ②	I - 1 - 0435 - 新②	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 - 2	II - 1 - 4722	急傾斜地の崩壊
徳 間	I - 1 - 0436	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 - 3	II - 1 - 4723	急傾斜地の崩壊
桂 原	I - 1 - 0437	急傾斜地の崩壊	穂佐ヶ原 - 4	II - 1 - 4724	急傾斜地の崩壊
桂原 - 新①	I - 1 - 0437 - 新①	急傾斜地の崩壊	徳 間 3	II - 1 - 4725	急傾斜地の崩壊
桂原 - 新②	I - 1 - 0437 - 新②	急傾斜地の崩壊	奴 久 見 1	II - 1 - 4737	急傾斜地の崩壊
桂原 - 新③	I - 1 - 0437 - 新③	急傾斜地の崩壊	大重野 - 2	II - 1 - 4747	急傾斜地の崩壊
桂原 - 新④	I - 1 - 0437 - 新④	急傾斜地の崩壊	三幸ヶ野 - 1	II - 1 - 4748	急傾斜地の崩壊
桂原 - 新⑤	I - 1 - 0437 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	片 野 - 2	II - 1 - 4755	急傾斜地の崩壊
穂佐ヶ原 1	I - 1 - 0438	急傾斜地の崩壊	片 野 2	II - 1 - 8463	急傾斜地の崩壊
穂佐ヶ原 1 - 新①	I - 1 - 0438 - 新①	急傾斜地の崩壊			
穂佐ヶ原 1 - 新②	I - 1 - 0438 - 新②	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三股店

北諸県郡三股町大字樺山4963番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年12月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年2月4日から平成28年3月4日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三股店

北諸県郡三股町大字樺山4963番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成27年12月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年2月4日から平成28年3月4日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分をした。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分をした年月日

平成28年1月18日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

山縣 重信

(2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第4315号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年4月23日まで、めぐみ建築士事務所(宮崎県知事登録第a-6205号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分をした。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分をした年月日

平成28年1月18日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

茶屋 健二

(2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第7439号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年5月7日まで、さがみリフォーム設計工房二級建築士事務所(神奈川県知事登録第10583号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

平成28年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日  
平成28年1月18日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
  - (1) 名称  
めぐみ建築士事務所
  - (2) 所在地  
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田1626番地
  - (3) 開設者の氏名  
山縣 重信
  - (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別  
二級建築士事務所
  - (5) 登録番号  
宮崎県知事登録第 a - 6205号
- 3 監督処分の内容  
戒告
- 4 監督処分の原因となった事実  
めぐみ建築士事務所の管理建築士である山縣重信が、平成28年1月18日付けで宮崎県知事から建築士法第10条第1項の規定による戒告の処分を受けた。  
このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年2月4日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
心臓超音波診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
アイティーアイ株式会社延岡営業所  
延岡市大貫町2丁目1300番地2
- 5 落札金額  
29,894,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成27年12月10日

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成28年2月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社アルテディア 住宅型有料老人ホームほほえみの街	宮崎市吉村町浮之城甲20-1	平成28年1月21日